

○玉名市立小学校スクールバス運行管理規程

平成30年3月30日

教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、児童（玉名市立小学校に在籍する児童をいう。以下同じ。）の通学の用に供するために運行する自動車（以下「スクールバス」という。）の運行管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行管理)

第2条 スクールバスの運行管理は、玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(対象者)

第3条 通学のためにスクールバスを利用することができる児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 通学距離が4キロメートル以上の児童
- (2) 学校の統合により通学条件が変更となる児童で教育委員会が認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情を有する児童でスクールバスを利用する必要があると教育委員会が認めるもの

(目的外使用)

第4条 スクールバスは、児童の通学に支障が生じない範囲において教育上特に必要と認められるときは、教育委員会の許可を受けて通学の用以外に使用することができる。

(運行の委託)

第5条 教育委員会は、スクールバスの運行に係る業務の全部又は一部を教育委員会が適当と認めた法人等に委託することができる。

(受託者の遵守事項)

第6条 スクールバスの運行に係る業務を受託した法人等（以下「受託者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運行管理者及びスクールバスの運転者（以下「運転者」という。）を定め、事前に教育委員会に届け出ること。
- (2) 運行管理者は、業務の履行に関し教育委員会及び学校長との連絡調整に当たるとともに、運転者に対する業務の指示及び指揮監督に努めること。
- (3) 運行日誌を作成し、運行の状況について教育委員会に報告すること。

（運転者）

第7条 前条に規定する運転者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) スクールバスを運転するために必要な免許を保有する者
- (2) 豊富な運転経験及び十分な運転技能を有する者

2 前項の運転者は、教育委員会の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の交通関係法令に従い、安全な運行を図ること。
- (2) スクールバスに乗車する児童の安全の確保に努めること。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。

3 運転者は、次に掲げるときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 交通事故が発生したとき。
- (2) 児童の負傷又は疾病により医療的処置が必要であると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急を要する事態が発生したとき。

（利用者）

第8条 スクールバスを利用する者は、運転者の指示に従い、秩序ある態度を保持し、安全な運行の確保に協力しなければならない。

（緊急時の措置）

第9条 学校長は、災害、交通事故等によりスクールバスの運行経路の変更、運行の停止等の緊急の措置を講ずる必要があると認めたときは、当該措置を講ずるこ

とができる。

- 2 学校長は、前項の規定により緊急の措置を講じたときは、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。この場合において、当該報告は、必要な事項について口頭で行い、その後書面を提出するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。